

# 水の大切さをポスターや標語で表現してください ~第57回水道週間ポスター・標語コンクール作品募集~

**テーマ** 「水の大切さ」「水の有効利用」などを呼びかける作品

**規格** **ポスター**:四つ切(約38cm×54cm)の画用紙  
上記テーマに関連した標語を入れたものとします。  
ただし、「幼児の部」で応募するものについては、  
標語を入れなくてもかまいません。

**標語**:ハガキによる応募

**応募の数** 「ポスター」「標語」それぞれ1人1作品までの応募とします。

**応募資格** 県内に在住、又は県内の学校に通学している方

**部門** ポスター・標語ごとに、  
①幼児の部 ②小学生低学年(1~3年)の部 ③小学生高学年(4~6年)の部  
④中学生の部 ⑤一般の部(高校生含む)の計5部門から募集します。

**締切** 平成27年1月30日(金)消印有効

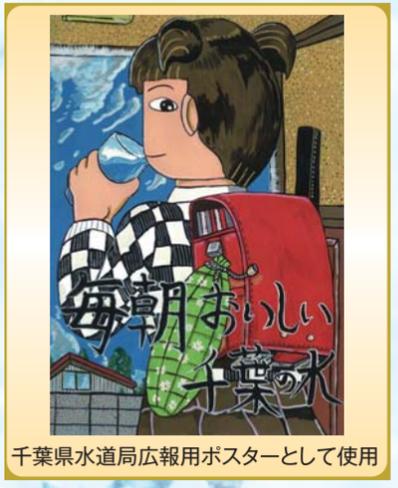
**入賞発表** 県水だより平成27年水道週間特集号(平成27年5月下旬発行予定)

**その他** ●応募作品には、ポスターの裏またはハガキに、以下のことを記入して郵送してください。  
①郵便番号・住所②氏名(ふりがな)③年齢④電話番号⑤幼児・学生は在学(園)名・学年  
●学校・グループ単位での応募は、応募一覧表を添付してください。  
●応募作品は未発表のものとし、原則、返却はいたしません。  
●応募作品の著作権は千葉県水道局に帰属し、各種広報活動等に活用します。  
●入賞者の氏名、学校名、作品等はホームページや作品集などに掲載されます。  
●応募者には参加賞を進呈します。

**応募・問合せ先** 〒262-8512 (郵便番号の記入により住所省略可)  
千葉県水道局 管理部総務企画課 ポスター・標語コンクール係  
TEL 043-211-8365

## 第56回ポスター部門 最優秀作品

小学生高学年の部  
めまじり あすか  
**沼尻 明日香さん**  
柏市立第四小学校 6年



千葉県水道局広報用ポスターとして使用

## 第56回標語部門 最優秀作品

小学生低学年の部  
ひいろ せいたろう  
**日色 晴太郎さん**  
千葉大学教育学部附属小学校 3年  
にしおか そうま  
**西岡 宗真さん**  
船橋市立若松小学校 2年



千葉県水道局統一標語として使用

※学校・学年は作品応募当時(平成26年1月)のものです。

## 水道料金一部免除について 千葉県水道局では、お客様からのお申し出により水道料金の一部を免除しております。

免除対象者等	免除内容
①生活保護世帯のうち生活扶助の保護を受けている世帯	1か月につき10㎡までの使用水量に係る従量料金並びに消費税及び地方消費税相当額(10円未満の端数は切り捨てます)
②生活保護世帯のうち教育扶助、住宅扶助及び医療扶助のいずれかの保護を受けている世帯 ③児童扶養手当を受けている方がいる世帯 ④特別児童扶養手当を受けている方がいる世帯 ⑤身体障害者手帳の交付を受け、かつ、1級又は2級の障害を有する方がいる世帯 ⑥知的障害者更正相談所等において重度以上の知的障害者と判定された方がいる世帯 ⑦精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、1級の障害を有する方がいる世帯 ⑧寝たきり老人と認定された方がいる世帯 ※⑥~⑧の世帯については、当年において市民税(所得割)を賦課された方のいない世帯が対象となります。(同居の世帯を含みます)ただし、市民税(所得割)を賦課された方が前年において所得税を賦課されていないことを証明すれば、当該免除の対象となります。	消費税及び地方消費税相当額(10円未満の端数は切り捨てます)
⑨社会福祉法第2条第2項第1号から第4号に規定する社会福祉事業を行う施設(国又は地方公共団体の施設を除く)	1か月につき従量料金の30%並びに消費税及び地方消費税相当額(10円未満の端数はそれぞれ切り捨てます)

※③、④に関しては児童手当法上の児童手当受給世帯と異なります。

詳しくは、**県水お客様センター**  
**0570-001245**(ナビダイヤル)へ  
ナビダイヤルをご利用できない場合は  
**043-310-0321**へ  
お問い合わせください。



## 県水お客様センター 受付時間外(夜間・休日)の お問い合わせ等は水道センターへ

**電話受付時間**  
月~金曜日 8:45から18:00まで  
土曜日 8:45から17:00まで  
(日曜日・祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く)

■ナビダイヤル..... **0570-001245**  
■ナビダイヤルをご利用できない場合... **043(310)0321**  
■FAX専用..... **043(272)3333**

電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

- お引越し等で新しく水道を使うとき
- お引越し等で使っていた水道を止めるとき
- ご利用になるお客様の名義を変えたいとき
- 納入通知書(請求書)の郵送先を変更したいとき
- 料金・使用水量に関するお問い合わせ
- 水質に関するお問い合わせ ●漏水を発見したとき
- 水道に関するご相談 ●その他水道に関するお問い合わせ

**インターネット入力専用フォーム**(水道の使用開始・中止等の受付)  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/uketsuke.html>  
(土曜、日曜、祝日、年末年始にお申し込みいただいた情報の受理は、休日の翌営業日となります。)

- 転居の受付は1か月前からできます。土曜日の受付も行っています。
- 休日明けの月曜日や祝日の翌日には電話が集中し、つながりにくくなります。比較的つながりやすい火曜日から土曜日にご利用ください。
- インターネットなどによる使用開始・中止等の受付も行っていますのでご利用ください。なお、誤登録の防止のため、折返しお電話を差し上げる場合があります。
- ※上記電話番号への通話・FAX送信等にかかる費用はお客様のご負担となります。

携帯電話版 <http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/k/>



区分	月~金	土・日・祝
漏水事故の通報・その他のサービス	17:00から翌朝9:00まで	9:00から翌朝9:00まで
給水装置(宅地内の給水管や蛇口等)の修繕受付	9:00から22:00まで ※給水装置の修繕は、昼間でも受け付けます。	9:00から22:00まで
給水の申込み及び解除の受付	17:00から22:00まで	9:00から22:00まで

## 受持区域ごとに担当会社が異なります

委託会社	連絡先	受持区域
(株)千葉水道センター	0120-043260 043-241-6091	千葉市(市営水道区域除く)
(株)船橋水道センター	0120-043261 047-447-7300	船橋市・習志野市・鎌ヶ谷市(習志野市営水道区域除く)
(株)市川水道センター	0120-043262 047-332-8852	市川市・浦安市
(株)松戸水道センター	0120-043263 047-367-3937	松戸市(市営水道区域除く)
(株)市原水道センター	0120-043264 0436-21-7041	市原市(市営水道区域除く)
(株)北総水道センター	0120-043268 0476-98-3000	千葉ニュータウン 成田ニュータウン

(注)0120で始まるフリーダイヤルへは、携帯電話からのご利用はできません。一般の固定電話または公衆電話からおかけください。

電話番号のおかけ間違いにご注意ください。